(3)　古物営業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物等に係る課税仕入れ
(4)　質屋を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける建物に係る課税仕入れ
(5)　宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源卸売業等を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける再生資源又は再生部品に係る課税仕入れ
(6)　再生資源卸売業等を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から買い受ける古物に係る課税仕入れ
(7)　その他適格請求書等の交付を受けることが困難な一定の課税仕入れ

㈢　適格請求書発行事業者が、交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを保存している場合（これらの書類の記載事項に係る電磁的記録を保存している場合を含む。）に適用できる課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額の積上げ計算の方法については、これらの書類に記載した消費税額等の合計額に一〇〇分の七八を乗じて算出する方法とする。（消費税法施行令第六二条関係）

㈣　適格請求書発行事業者登録簿の登載事項は次のとおりとし、税務署長は、これらの登載事項をインターネットを利用して、利用者が容易に検索することができるように体系的に構成された情報を提供することにより公表する。（消費税法施行令第七〇条の五関係）
(1)　氏名又は名称及び登録番号
(2)　登録年月日
(3)　法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地
(4)　特定国外事業者以外の国外事業者にあっては、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所等の所在地

㈤　次に掲げる課税資産の譲渡等については、適格請求書の交付義務を免除する。（消費税法施行令第七〇条の九関係）
(1)　一般旅客定期航路事業、一般乗合旅客自動車運送事業又は第一種鉄道事業等として行う旅客の運送（三万円未満のものに限る。）
(2)　卸売市場又は農業協同組合、漁業協同組合若しくは森林組合等が委託を受けて行う一定の農林水産品の譲渡
(3)　自動販売機により行われるものその他の請求書等を交付することが特に困難な一定の課税資産の譲渡等

㈥　適格請求書等に記載すべき消費税額等は、課税資産の譲渡等に係る税抜価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に一〇〇分の一〇（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、一〇〇分の八）を乗じて計算した金額又は課税資産の譲渡等に係る税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額に一一〇分の一〇（軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、一一〇分の八）を乗じて計算した金額とする。（消費税法施行令第七〇条の一〇関係）

㈦　適格請求書発行事業者が、適格請求書に代えて適格簡易請求書を交付することができる事業は、小売業、飲食店業、写真業、旅行業、タクシー業又は駐車場業等の不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う一定の事業とする。（消費税法施行令第七〇条の一一関係）

㈧　適格請求書又は適格簡易請求書を交付し、又はこれらの書類の記載事項に係る電磁的記録を提供した適格請求書発行事業者は、交付した書類の写し又は提供した電磁的記録を整理し、その交付し、又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から二月を経過した日から七年間、これを納税地又はその取引に係る事務所等に保存しなければならない。（消費税法施行令第七〇条の一三関係）

6　中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）について、農林水産業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）を第二種事業とし、そのみなし仕入率を八〇パーセント（改正前：七〇パーセント）とすることとした。（消費税法施行令第五七条関係）

7　電子情報処理組織による申告の特例について、次のとおり整備を行うこととした。（消費税法施行令第六三条の二関係）

㈠　本特例における特定法人に該当するかどうかを判定するための資本金の額等に類する金額の細目を定める。

㈡　本特例による申告が納税申告書等により行われたものとみなされる法令の細目を定める。

二　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二七年政令第一四五号）の一部改正（第二条関係）

電気通信利用役務の提供に係る登録国外事業者制度の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第六条～第八条関係）

三　消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成二八年政令第一四八号）の一部改正（第三条関係）

中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例（簡易課税制度）について、農林水産業（飲食料品の譲渡を行う部分に限る。）を第二種事業とし、そのみなし仕入率を八〇パーセント（改正前：七〇パーセント）とすることとした。（消費税法施行令等の一部を改正する政令附則第一一条の二関係）

四　施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇酒税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一三六号）（財務省）

一　酒税法施行令の一部改正関係

酒類製造業等の相続の申告に添付すべき書類について、戸籍抄本のほか、一定の書類を認めることとした。（酒税法施行令第一八条関係）

二　酒税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正関係

その蔵置場の設置許可を受けていた酒類の品目が、その定義の改正によって他の酒類の品目となる場合には、変更後の品目に係る蔵置場の設置許可を受けていたものとみなす経過措置を講ずることとした。（酒税法施行令等の一部を改正する政令附則第二条の二関係）

三　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇たばこ税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三七号）（財務省）

1　製造たばこみなされる加熱式たばこの喫煙用具の製造者の範囲を定めることとした。（第二条の二関係）

2　加熱式たばこの重量又は金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算の細目について定めることとした。（第三条関係）

3　未納税移出に関する特例について、これらの特例の適用を受けることができる製造たばこであることの明細を明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（第四条の二関係）

4　たばこ税の税率引上げに伴う手持品課税に係る申告書の記載事項その他所要の事項を定めることとした。（附則第四条関係）

5　この政令は、一部の規定を除き、平成三〇年一〇月一日から施行することとした。

◇揮発油税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三八号）（財務省）

1　未納税移出に関する特例及び移出に係る航空機燃料用揮発油の免税に関する特例について、これらの特例の適用を受けることができる揮発油であることの明細を明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（第五条の三及び第一〇条の六関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇石油ガス税法施行令の一部を改正する政令（政令第一三九号）（財務省）

1　移出に係る課税石油ガスの特定用途免税に関する特例について、その適用を受けることができる課税石油ガスであることを明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（第九条の二関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇石油石炭税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四〇号）（財務省）

1　未納税移出に関する特例について、その適用を受けることができる原油、ガス状炭化水素又は石炭であることを明らかにする方法、承認申請書の記載事項等を定めることとした。（第一〇条の二関係）

2　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。